

出石  
城下町伝建  
かわら版

平成 19 年 9 月 10 日発行 編集／豊岡市教育委員会（文化振興課：Tel.0796-23-1160、出石分室：Tel.0796-21-9029）

特別寄稿

大橋直人 伝建保存審議会副会長

出石の人々は落ち着いた雰囲気のある城下町に生活し、悠久の歴史と伝統、文化を引き継いでいる。ということ誇りに思う人が多いようです。

出石には、城郭、辰鼓楼、家老屋敷、永楽館、酒蔵など、かつて栄えた時代の町並みが残されており、昭和 43 年には出石城隅櫓二つを町民の寄付金のみで復元して現在の観光地「出石」の一つの基礎を作ったと考えられております。

また、藩政時代から町の人々の食生活に登場していた「皿そば」も、町民の知恵により今の形で全国的に知られるように成長して参りました。

出石を訪れる多くの皆さんが、「出石に来たのは初めてなのに、度々訪れたような気持ちになり癒される」とか、「出石の魅力は昔の城下町や町並みの雰囲気にある」と町民に語りかけられたこともあり、旧町の頃から伝建地区の指定に積極的に取り組む必要が叫ばれていました。

しかし、早くから制定されていた都市計画道路の変更が思うにまかせず、今まで延び延びになっていました。

この間にも多くの民家や商店が現代的な材料で現代風に改築されたり、古い空き家を取り壊されたりして、出石の町の特徴である古い町並みに変化が現れてきました。



このことを危惧する声も多く聞かれたわけですが、この度、いよいよ国の伝建地区（重要伝統的建造物群保存地区）の選定に今一步の状況にまでこぎつけて参りました。これに関係した一員として嬉しく思っております。

永楽館の復元工事も行政により進められており、来年には完成いたします。歴史の町「出石」が一層人々の心を惹きつけて癒しの空間として発展していくためにも、我々の祖先が残した貴重な財産であるこの町並みを保存・修景していくためにも、国の伝建地区の選定は意義深いものであります。

私達は進んでこれに協力、参加するべきだと思います。

この出石の町並みが次世代へ守り続けられることは、豊岡市にとっても、但馬地方にとっても、貴重で大きな財産となると信じております。

豊岡市出石伝統的建造物群保存審議会副会長（出石町商工会会長） 大橋直人



## 歴史的な町並み整備のポイントは？

突然ですが、魅力的な伝統的町並み整備のポイントは何かと思われませんか？ 「魅力的な伝統的建造物を増やすこと」とお考えかもしれませんが、それもあるでしょう。しかし。。。

溝口正人（名古屋市立大学芸術工学部）助教授<sup>1</sup>は伝建制度による町並みの魅力について、「伝統的要素を増やすことより、近代的なもの、異質なものを減らすことの方が重要。つまり、**景観の“台無し”を無くすことがとても重要**」と言っておられます。「これがあるために、せっかくの景観が台無しだなあ。」というものを無くすことが重要だというわけです。

例えば、とても魅力的な伝統的通り景観があったとします。そこに外壁を原色のサイディングボード張りにした現代的建築物があったらいかがでしょう？ 人の目は異質なものに向きますから、何十軒もの伝統的建造物で構成している魅力的な景観も、その1軒のせいですっかり“台無し”になってしまうでしょう。建築した本人からすれば、「自分の家なのだから、好きに建てていいじゃないか」と思われるかもしれませんが、周囲に住む方々は、「せっかくの景観が台無しだなあ。。。と毎日思って過ごすことになります。第3号で紹介したピクトル・ユーゴの言葉を出すまでもなく、美しい町並み景観は住民共有の財産なのに、それを**たった1軒の建築物が通り景観全体を“台無し”にしてしまう可能性がある**のです。



1軒1軒が歴史的町並みに溶け込み、「台無し」がないからこそ、全体として落ち着いた味わいを醸し出しています。（魚屋地区）

さらに、溝口助教授はこうも言っておられます。

「現実社会では、先のような非協力的な事例以外にも、協力的でありながら“台無し”にしてしまう例も多くあります。それは、**“思い込みに基づく善意の間違い”**です。」

「伝統的な町並み景観を守るために、町並みに似合った建物デザインにしよう！」と考えたのはいいですが、「なんとなく和風に造ろう」をいい事に、その町の歴史性や周囲との連続性を無視した建築物を建てて、かえって景観を“台無し”にしている例が少なくないそうです。

「このような場合、建築した本人だけでなく、学術的成果を住民にきちんと伝え切れなかった行政側も責任は重い」と溝口助教授は言っておられます。これから出石城下町において伝建制度を進めるなかで、教育委員会として、できるだけみなさんに理解していただきやすいように、これまでの研究成果などを伝えていきたいと考えています。

## 許可制度は「台無し」を造らない仕組み

さて、伝建制度に戻しましょう。

出石城下町の一定地区を伝建地区に決定したことにより、地区内における建築物の外観にかかる現状変更行為（新增築、改築など）を行う場合は市の許可が必要になりました。

とりもなおさず、この許可制度が「台無し」を造らないための仕組みです。そのため、許可基準の基本的な考えは、「出石城下町の伝統的風致を著しく損なわないものとする」としてあります。

「台無し」を造らないために、つまりは1軒の建築物がその通り景観全体を「台無し」にしないために、建築物の現状変更行為などを行う場合は早めに教育委員会まで、許可申請手続きのご相談をいただきますようお願いいたします。修理基準や修景基準については、次回以降に。

「台無し」を造らないために

許可制度により申請が必要

許可基準は

「伝統的風致を著しく損なわないものとする」と

<sup>1</sup> 平成18年当時。